

群馬銀行ナイスサポートカード利用申込書ご記入例

お寄せ下さい

- ①必ず、お借入をされるご本人さまがご記入ください。
- ②「個人情報の取扱いに関する同意書」および本人確認書類の写しと共にご返送、ご返信ください。なお、お借入限度額のご希望が50万円を超える場合は、所得確認資料（源泉徴収票、公的所得証明書、住民税決定通知書のいずれか1つ）の写しもおわせてご返送・ご返信ください。
- ③ご記入内容が事実と相違する場合には、ご利用いただけないことがありますので、正確にお書きください。
- ④お申込後、銀行がご自宅またはお勤め先へお申込等のご確認の電話をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。
- ⑥万一、ご利用いただけない場合でも、申込書はご返却いたしません。

- ④～⑥について漏れなくお書きください。
- FAXで送信される場合は、各ページ右上記載の「FAX送信ページ1～4」をもれなく送信ください。
- 本記入例をお申込後も保管してください。裏面の「個人情報の取扱いに関する同意書」がお客さま控となります。

株式会社 群馬銀行 御中
保証委託先 アコム株式会社 御中

私は、裏面「ナイスサポートカード契約規定」および前ページの「個人情報の取扱いに関する同意書」の各条項を承認の上、アコム株式会社を連帯保証人として株式会社群馬銀行（以下、「銀行」という）に（ナイスサポートカード）の利用を申込みます。

なお、前ページの「個人情報の取扱いに関する同意書」に署名した上で、申込みます。

群馬銀行 ナイスサポートカード利用申込書

お申込の前に、裏面の「ナイスサポートカード契約規定」および前ページの「個人情報の取扱いに関する同意書」の各条項をよくお読みください。

FAX送信ページ2

店番	支店名	CIF	カードローン 口座番号

○ ナイスサポートカード（カードローン）のご案内
※お借入限度額・お借入利率・返済計画金等につきましては、下記の範囲内で決定させていただきます。カード受領時にご確認ください。
 ※審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。

お借入限度額	800万円以内
お借入利率	年2.8%～14.5%（固定金利）
返済計画金	年14.5%～17.5%
各回の返済金額	借入金額10万円ごとに2,000円～3,000円以上
各回の返済期日	35日ごとの日

●ご利用について

現在の借入状況	金融機関	2件	1,550万円
	（うち住宅ローン借入）	1件	1,500万円
	信販・クレジットカード会社	1件	80万円
	消費者金融会社	件	万円
	合計	8件	1,580万円

○お取引希望店舗

群馬銀行普通預金口座の有無	有	無
群馬銀行	△	△

※すでに融資のお取引がある場合は、同お取引店をご記入ください。
 ※お取引の種類によっては、お取引店へのご来店が必要となります。

●暗証番号

暗証番号は他人に知られないような番号を使用してください。

3枚目にご記入ください。

※暗証番号をもれなくご記入ください。

●申込経緯

1～5の番号と（ ）内に○印をつけてください。

- 新聞（上毛・読売・朝日・毎日）
- ラジオ
- 銀行（ATMコーナー・窓口・ダイレクトメール）
- インターネット広告
- その他（ ）

ご記入日をお書きください。

必ずフリガナをお書きください。

必ず郵便番号をお書きください。

マンション、アパート名、部屋番号までお書きください。

銀行からのお借入件数、金額をお書きください。

銀行からのお借入のうち住宅ローン（住宅金融支援機構を含む）の件数、金額をお書きください。

信販・クレジットカード会社、消費者金融会社からのお借入件数、金額をそれぞれの欄にお書きください。

本カードの貸越口座開設希望店をお書きください。

ご契約日当日にお借入をご希望される場合は、お取引希望店の口座番号およびご希望金額をご記入ください。

必ずご記入ください。

ナイスサポートカードをどちらでお知りになったかご記入ください。

←FAX ☎0120-713801

ナイスサポートカード利用申込書

私は、裏面「ナイスサポートカード契約規定」および前ページの「個人情報の取扱いに関する同意書」の各条項を承認の上、アコム株式会社を連帯保証人として株式会社群馬銀行（以下、「銀行」という）に（ナイスサポートカード）の利用を申込みます。

なお、前ページの「個人情報の取扱いに関する同意書」に署名した上で、申込みます。

お申込の前に、裏面の「ナイスサポートカード契約規定」および前ページの「個人情報の取扱いに関する同意書」の各条項をよくお読みください。

店番	支店名	CIF				
		カードローン 口座番号				

*通帳お届け印等の押印は不要です。
*FAXでご送付いただいた場合は、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。

○ ナイスサポートカード（カードローン）のご案内
※お借入限度額・お借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で決定させていただきます。カード受領時にご確認ください。
※審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。

※万一、ご利用できない場合でも、申込書はお返しできませんのでご了承ください。

A お申込ご本人について	お申込日	令和 年 月 日	太枠の中(A~E)をご記入ください。		
	フリガナ		昭和 平成	年 月 日	生まれ
	お名前		(才)	・	()
	性別		1. 男	1. 独身	
			2. 女	2. 既婚	
	ご住所	〒 - 都・道 府・県			
自宅電話	() -	ご名義	1. ご本人	2. ()	
携帯電話	() -	ご名義	1. ご本人	2. ()	

B ご利用について

お借入限度額	800万円以内
お借入利率	年2.8%~14.5% (固定金利)
遅延損害金	年14.5%~17.5%
各回の返済金額	借入金額10万円ごとに2,000円~3,000円以上
各回の返済期日	35日ごとの日
現在のお借入状況	金融機関 件 万円 (うち住宅ローン借入 件 万円) 信販・クレジットカード会社 件 万円 消費者金融会社 件 万円 合計 件 万円

C お取引希望店

群馬銀行普通預金口座の有無	有 ・ 無
群馬銀行	本店 支店
※すでにご融資のお取引がある場合は、同お取引店をご記入ください。 ※お取引の種類によっては、お取引店へのご来店が必要となります。	
ご契約日当日の借入希望有無	有 ・ 無
有の場合はご本人名義の普通預金口座番号	普通
希望金額	万円
お借入希望金額を1万円単位でご記入ください。ただし、お借入希望金額がお借入限度額を超える場合はお借入限度額とさせていただきます。 なお、この口座はご返済用口座ではございません。	

D 暗証番号

暗証番号は他人に知られないような番号を使用してください。

暗証番号

3枚目にご記入ください。

※暗証番号をまれなくご記入ください。

1~5の番号と () 内に○印をつけてください。

E 申込経緯

1. 新聞 (上毛・読売・朝日・毎日)	()
2. ラジオ	()
3. 銀行 (ATMコーナー・窓口・ダイレクトメール)	()
4. インターネット広告	()
5. その他 ()	()

ナイスサポートカード規約規定

- 第1条 (借主)**
借主とは、本規定を承諾のうえ、アムム株式会社（以下「保証会社」という）を連帯保証人として、株式会社群馬銀行（以下「銀行」という）に前項の申込みよりナイスサポートカード（以下「カード」という）の利用の申込みをされ、銀行が審査のうえ利用を認められた方をいいます。
- 第2条 (契約の成立)**
本規約は借主が銀行から借主の方法により申し込み、銀行が審査を行い利用を認められたときに成立します。ただし、銀行が借主の届出住所宛に送付するカードが借主に送達されず、銀行に返戻された場合および、銀行は借主に通知することなく本契約を解約できるものとします。
- 第3条 (取引方法)**
1. 本規約第三条の取引は、第9条（借入方法）および第11条（返済方法）に定める方法による当座貸越金による入金によるものとし、小切手、手形の振込あるいは引当り金による公共料金の自動支払いは行いません。
2. カードは、銀行の現金自動預金支払機（以下「ATM」という）、現金自動支払機（以下「CD」）および銀行が提供するATM、CDで銀行利用を認められたATMでCDを使用して当座貸越金入金に利用するものとします。
3. この取引は、銀行の2つ以上の本支店で開催することはできないものとします。
- 第4条 (カードの貸与、贈証番号)**
1. 借主は、借主1名につき枚のカードを発行し、貸与します。カードの所有権は、銀行に属するものとします。
2. 借主は、銀行が不正な請求を拒否するものとして出庫番号を使用するものとします。
3. 借主は、善良なる管理者の注意をもってカードおよび暗証番号を使用し、その権利を侵害するものとします。
4. カード上の表示事項は本規約を構成してできません。
5. 借主が、本条第3項または第4項を違反して、カード（カード上の表示事項を含む）を他人に使用させた場合の損害は借主の負担となります。
- 第5条 (カードの紛失・盗難等)**
1. 借主がカードを紛失した場合、または盗難にあった場合は、借主は直ちに銀行に届け出るものとします。なお、この届出前に生じた損害については借主は責任を負いません。
2. カードは、紛失・盗難・破損等銀行が適当と認めた場合にお払い、銀行所定の手続により再発行します。この場合、相当の期間をおきます。
3. カードを再発行する場合は、銀行所定の再発行手数料をお支払いいただきます。
- 第6条 (借入限度額)**
1. 借主は、借入限度額の範囲で繰上り借入ができます。
2. 借入限度額は、1万円から800万円以内の範囲内で銀行が決定し、借主に書面で通知します。
3. 本条第2項および第4項に規定する借入限度額は、借入限度額を超過するものとします。また、約定返済金額の支払が遅延した場合は直ちに新たな貸越金を中止します。
4. 本条第3項に規定する借入限度額の減額を行なった後、減額事由が解消した場合、銀行は減額した金額の範囲内で借入限度額を増額できるものとします。
- 第7条 (利用有効期間)**
1. 借主は、本規約成立の日から1年以内の有効期間を満了する月の月末までとします。ただし、借主または銀行から期間満了日までにごんんかの申出がないときは、更に1年間自動更新し、その後も同様とします。
2. 期間満了日または更新しない旨の申出がない旨の申出がなされた場合、借主は期間満了日における残債務を本規定に従って、返済に至るまで支払うものとします。
- 第8条 (満70歳以降の取扱い)**
1. 借主は本条第1項にかかわらず、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日以後は、利息徵收の場合を除き、新たな貸越を受けられないものとします。
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より後の残債務については、本規定に従って返済に至るまで支払うものとします。
3. この取扱いが当然に終了するものとします。
- 第9条 (借入方法)**
1. 借入方法は、銀行のATM、CDおよび銀行が提供するATM、CDで銀行が利用を認められたATM、CDからの引出し、または銀行が特認した場合の借主の指定した銀行のATM（以下「借入日」という）は、本条第1項により借入された日とします。
2. ATM、CDからの引出しは、1,000円単位とし、1回の引出しは銀行が定めた金額の範囲内とします。
3. 銀行が特認した口座へ入金する借入は、10,000円以上10,000円単位とします。
- 第10条 (借入利率等)**
1. 借入利率は、保証会社の保証料を含む銀行所定の年利率を適用するものとし、借主に書面を通知します。
2. 借入利率の計算方法は次のとおりです。
借入利率＝借入利率×365×借入利用日数
（注） 付利単位は100円とし、1円単位で計算します。
- 第11条 (返済方法)**
1. 返済方法は、銀行または銀行の提供するATMで銀行が利用を認められたATMからの入金、あるいはその他銀行が認めただけによるものとします。
2. 返済方法から入金し、1,000円単位とし、1回あたりの入金は銀行が定めた金額の範囲内とします。なお、一部ATMにおいては、1,000円未満の単位での入金もできるものとします。
- 第12条 (各回の返済期日)**
1. 各回の約定返済期日は、各期間の末日までに行うものとします（なお、各期間の末日を約定返済期日とします）。末日が銀行の休日の場合は、その日の翌日または約定返済期日とします。
2. 初回の約定返済期日、借入日の翌日から起算して35日以内
2回以内の約定返済期日、借入日の翌日から起算して35日以内
（注） 追加入金をしても約定返済期日は変わらないものとします。
2. 借主が借入の都合で各回の約定返済期日を延期を銀行に申し入れた場合、銀行が認めた場合に限り延期できるものとします。
- 第13条 (各回の返済金額)**
各回の約定返済金額は、次のとおりとし、借主に書面を通知します。なお、約定返済金額は原則として元金合計金額とし、約定返済金額から、**第10条第2項の計算方法に基づき計算した借入利率を差し引いた金額を元金とします。**
*借入限度額が100万円未満の場合 *借入限度額が100万円超の場合
・借入金額が10万円以下の場合は3千円
・借入金額が10万円超20万円以下の場合は4千円
・借入金額が10万円超20万円以上の場合は2千円を追加
・借入金額が10万円超20万円超の場合は4千円
以下、借入金額が10万円増すごとに2千円を追加
- （注1） 各回の約定返済金額を超える元金の返済も随時可能ですが、約定返済金未納時の金額の返済は行えないものとします。
（注2） 利率が上記の約定返済金額を超える場合は、借入利率の約定返済金額を減らし、借入金額が10万円以上の場合において、借入金額が約定返済金額を下回るときは、借入金額のうち未返済を切り捨てた金額が約定返済額となります。
- | |
|---|
| ・借入金額が1円～999円の場合は0円
・借入金額が1,000円～1,999円の場合は1,000円
・借入金額が2,000円～2,999円の場合は2,000円 |
|---|
- （注3） 追加借入をしたときは、その直前の借入残高と追加借入金額との合計を借入金額とします。
（注4） 1,000円未満の残高は、直前に返済をした日の翌日から起算して1年後の返済日に属する月の月末まで返済期日とします。
- 第14条 (返済金の充当方法)**
借主の返済金は、遅延損害金・利息・元金の順に充当します。
- 第15条 (遅延損害金)**
1. 借主が約定返済金額の支払を遅延したときは、銀行所定の遅延損害金を支払うものとし、遅延損害金率は、借入限度額が100万円未満の場合は年17.5%、借入限度額が100万円超の場合は年14.5%となります。
2. 遅延損害金の計算方法は、次のとおりとします。
支払うべき元金金額×遅延損害金率×365日×各回の返済期日の経過日数
- 第16条 (期間の利益喪失)**
1. 借主が借入残高の返済事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告がなくとも本契約による債務金額について当然に期間の利益を失い、直ちに本契約による債務金額を支払うものとします。
2. 借主は、借入停止または解約の申出があつたときは
① 借入残高の返済事由を生じた場合、遅延損害金、元金の返済を再開する手続を完了するまでに、借入金額のうち未返済を切り捨てた金額が約定返済額とします。
② 借主が、借入停止または解約の申出をしたとき、通知が発送されたとき
③ 借主が、借入停止または解約の申出をした場合、借主がそのほかのいかなる方法においても本契約による債務金額を返済しなかったとき
④ 借主が、借入停止または解約の申出をした場合、借主がそのほかのいかなる方法においても本契約による債務金額を返済しなかったとき
⑤ 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となったとき

⑥本規定および銀行取扱いに関する義務に違反したとき
⑦その他借主の信用状態が悪化し悪化したとき
⑧ 次の各場合には、借主は銀行からの請求によって、本契約による債務金額について期間の利益を失い、直ちに本契約による債務金額を支払うものとする。
⑨ 約定返済金の支払が遅延したとき
⑩ 借主が借入残高の返済事由が生じたとき
⑪ 借主が銀行に虚偽の資料提出または報告をしたとき
⑫ 借主が借入残高の返済事由が生じたとき

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜・団体を組織する暴力団関係者、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいかなる事項も、この規約に抵触して当座貸越金貸付を請求することなく行わないことを確約いたします。
① 暴力団等が経営を支配していると認められる関係があること。
② 暴力団等が経営を支配していることを知っておりながら、かつ知悉におこなった行為により暴力団等と関係があること。
③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者を損害を加える目的をもってなど、不当に暴力団等を利用して認められる関係を有すること。
④ 暴力団等と関係する行為等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を有していると認められること。
⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
⑥ 役員または経営に実質的に関与している者が各号のいずれかに該当する行為を行なわなければならないことを確約いたします。
⑦ 暴力団等の要求行為。
⑧ 暴力団等を不正・不当な要求行為。
⑨ 虚偽の報告をし、恣意的な言動をし、または暴力団等の不正な行為。
⑩ 虚偽の報告をし、偽計を用いながら威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為

- 借主が、暴力団等もしくは本条第3項の各号のいずれかに該当し、もしくは前項の各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第3項の規定に基づく表示事項に違反して借主が本規約を締結する行為をしたことが判明し、借主の借引を継続する場合は、銀行からの請求に応じて、借主は銀行に対して本条第3項の規定する債務について期間の利益を失い、直ちに返済金を返済するものとします。また借主が任意の借入を怠るなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延滞しまたは到達しなかった場合は、本条第1項の直ちに返済することに関する利益が失われたいものとします。また、本条第3項の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、本条第5項により銀行が借主との取引を継続することが不適切であると判断したときは、銀行はいつでもその責を負うことを中止し、または本契約を解約することができます。なお、本条第1項の直ちに返済しないう場合は、銀行からの通知に当然に本契約は解除されるものとする。本契約が解除された場合は、借主は本契約による債務金額の直ちに返済し、カードを返却するものとします。本条第3項に規定する本規約は、その契約が完了する他の理由により終了するものとしなにかかわらず、借主と銀行との関係は継続されている契約、および将来借主と銀行との間に締結するいっさいの契約について適用されるものとします。
- 第17条 (保証会社への保証債務履行請求)**
1. 本条第18項により、借主は本契約による債務金額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対して本契約による債務金額の返済を請求することとし、保証会社は借主に代わって、本契約による債務金額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社と本契約による債務金額を返済するものとします。また、保証会社が借主から返済の返済が借主に代つて事前の通知、報告なしに行われると、借主は異議を申し立てません。
- 第18条 (銀行からの相殺)**
1. 借主は本契約による借主の銀行に対する債務のうち各返済期日が到来したものと、または第16条によって返済しなればならぬ債務金額と借主の返済に対する預金その他の債権とを、その債権の利権のいかににかかわらず相殺することができます。この場合、銀行は借主に對し書面により相殺に関する通知を行うものとします。
2. 本条第1項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は銀行による相殺計算日の日までとし、預金の他の債権の日割りで計算し、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年と365日とし、日割りで計算。

- 第19条 (借主からの相殺)**
1. 借主は、本契約による借主の債務の期限が到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを本契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。この場合、借主は銀行に対して相殺の通知を行うものとします。
2. 本条第1項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺通知到達の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

- 第20条 (債務の返済等による順序)**
1. 銀行が相殺をする場合は、本契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の理由により、どの債務との相殺もあくが優先するものとします。借主は、その指定に対し、異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、本契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はその債務の返済または相殺にあつたとき、借主はその指定に對し異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つ以上の返済の遅延が生じている場合などにおいて、本条第2項の借主の指定により債権保全上支障が生じずなおそれがあつたとき、本条第2項の順序で異議を述べないこと、本条第2項の返済は、その期間が到来したとき、その期限が到来したものとします。

- 第21条 (届出事項の変更)**
1. 借主は、本規約に定められた勤務先、勤務地、その他の届出事項に変更があつた場合は、すみやかに銀行に所定の届出用紙または銀行が適当と認める方法により届出を銀行に届け出るものとします。
2. 借主は、本条第1項の規定は、住所または勤務先等の変更の届出を怠つた場合、銀行からの通知または送付書類が延滞し、または未送達となつても、届出を怠つたこととみなされるものとすると異議を述べないものとします。

- 第22条 (成年後見人等の届出)**
1. 借主は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見人が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。
2. 借主は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が開始がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。
3. 借主は、補助・保佐・後見監督人の審判を受けた場合、もしくは任意後見監督人の選任がなされている場合も、前2項と同様に銀行に届け出るものとします。
4. 借主は、前2項の届出事項に変更等が生じた場合は、借主の責任とし、書面によって、直ちに銀行に届け出るものとします。

- 第23条 (解約)**
借主が本契約を解約する場合、借主は直ちに銀行にカードを返却するものとします。この場合、銀行に対する本契約による債務金額を完済したうえ、銀行所定の届出を行うものとします。

- 第24条 (契約規定の変更)**
本規約の規定については、あらかじめその内容および変更日を銀行所定の方法により掲示するものとし、変更日以降は変更内容により取り扱うものとします。

- 第25条 (報告および調査)**
1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認め請求した場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとし、調査に協力をします。
2. 借主は、借主の信用状態について重大な変化が生じたときは、または生じたおそれがあるときは、銀行に報告するものとします。

- 第26条 (債権譲渡)**
1. 銀行は将来本契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条において「借付を含む」）することができます。
2. 本条第1項により債権の譲渡を行うときは、借主は銀行に対して、従来どおり本契約において毎回の元金返済金額を支払う、銀行はこれに代裏人にする方ができるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり本契約において毎回の元金返済金額を支払う、銀行はこれに代裏人にするものとします。

- 第27条 (紛争の負担、免責事項)**
1. 借主が銀行と生じた契約上の争い等が、事変、災害等銀行の責めに帰することのできない事情によって、紛失・滅失または債権失った場合には、銀行の債権・債権等の記録またはとして債務を返済しないこと、銀行からの請求がなされた場合には、本契約の適用を停止し、紛失・滅失または債権失った場合は、カードの偽造、変造、カードまたは暗証番号の盗用等その他の事故があつても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。
2. 紛失・滅失または債権失った場合には、銀行は責任を負わないものとします。
3. 借主は、紛失・滅失または債権失った場合には、銀行の盗用またはその取引の属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするに同意し、本契約において訴訟の管轄地を指定するものとします。

- 第28条 (含意管轄)**
1. 「IC対応」している自動機の故障時には、ICカードのご利用はできません。
2. ICチップの故障等により、「IC対応」している自動機においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICカードのご利用はできません。この場合、当所定の手続きにしたがって、すみやかに銀行にICカードの再発行を申し出てください。

ICカード特約

1. (特約の適用範囲等)
①この特約は、ICカード（全国銀行協会ICキャッシュカード標準仕様に機能、その他当行所定の取引にかつ機能の利用を可能とするICチップを搭載したキャッシュカードおよびICカード）を利用するにあたり適用される事項を定めるものである。
②この特約は、当行のICカード、各特約の適用範囲、各種ICカード契約の特約（以下併せて「各規定」という。）の一部を構成するとともに、各規定と一体として取扱いされるものとし、この特約に定める事項に関しては、各規定が適用されるものとする。
③この特約において使用される用語は、この特約で定義されるものか否か、各規定の定義に上がない。
2. (ICカードの利用範囲等)
ICカードは、本規約の取扱いに関する自動支払機（現金自動預入払出専用機を含む。以下「自動機」という。）で利用できます。
①当行の自動機のうち「IC対応」している自動機
②ICチップによる取引を提供している提携先（当行がオンライン現金自動支払業務を提供した金融機関等）の自動機で「IC対応」している自動機

保証委託先 アコム株式会社 御中

1.私は、株式会社群馬銀行と（ナイスサポートカード）の取引を行うについて、貴社にその保証を依頼いたします。承認を受けましたうえは、裏面の保証委託約款の各条項に従い、債務弁済の義務を履行いたします。
2.私は、申込および保証委託に際して、裏面「個人情報取扱いについて」の各条項を確認し、承諾いたします。

なお、前ページの「個人情報の取扱いに関する同意書」に署名した上で、申込みます。

群馬銀行ナイスサポートカード 保証依頼書（兼保証委託契約書）

お申込の前に、裏面の「個人情報取扱いについて」および「保証委託約款」をよくお読みください。

*通帳お届け印等の押印は不要です。
*FAXでご送付いただいた場合は、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。

店番	支店名	CIF							
		カードローン 口座番号							
契約日		年 月 日							
契約極度額		万円							
保証番号									

○ ナイスサポートカード（カードローン）のご案内
※お借入限度額・お借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で決定させていただきます。カード受領時にご確認ください。
※審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。

お借入限度額	800万円以内		
お借入利率	年2.8%～14.5%（固定金利）		
遅延損害金	年14.5%～17.5%		
各回の返済金額	借入金額10万円ごとに2,000円～3,000円以上		
各回の返済期日	35日ごとの日		
現在のお借入状況	金融機関	件	万円
	（うち住宅ローン借入）	件	万円
	信販・クレジットカード会社	件	万円
	消費者金融会社	件	万円
	合計	件	万円

群馬銀行普通預金口座の有無	有 ・ 無
群馬銀行	本店 支店
※すでに融資のお取引がある場合は、同お取引店をご記入ください。 ※お取引の種類によっては、お取引店へのご来店が必要となります。	
ご契約日当日の借入希望有無	有 ・ 無
有の場合はご本人名義の普通預金口座番号	普通
希望金額	万円
お借入希望金額を1万円単位でご記入ください。ただし、お借入希望金額がお借入限度額を超える場合はお借入限度額とさせていただきます。 なお、この口座はご返済用口座ではございません。	

1～5の番号と（ ）内に○印をつけてください。

E 申込経緯	1.新聞（上毛・読売・朝日・毎日）	（ ）
	2.ラジオ	（ ）
	3.銀行（ATMコーナー・窓口・ダイレクトメール）	（ ）
	4.インターネット広告	（ ）
	5.その他（ ）	（ ）

※万一、ご利用できない場合でも、申込書はお返しできませんのでご了承ください。	A お申込ご本人について	お申込日	令和 年 月 日	太枠の中(A～E)をご記入ください。		
		フリガナ		昭和 平成	年 月 日	生まれ
	お名前		(才)	・	エト ()	
	性別	1. 男 2. 女	1. 独身 2. 既婚			
	ご住所	〒 - 都・道 府・県				
	自宅電話	() -	ご名義	1. ご本人 2. ()		
	携帯電話	() -	ご名義	1. ご本人 2. ()		

個人情報取扱いについて

アコム株式会社(以下「保証会社」という)は、お客さまの個人情報について、保証会社の個人情報保護方針(ホームページ(<https://www.acom.co.jp/>))で公表しています。)に従い、次のとおり取扱います。

1. 個人情報の個人信用情報機関への提供・登録・利用について

①個人情報の利用

保証会社は、保証会社が加盟する個人信用情報機関(以下「加盟先機関」という)および加盟先機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携先機関」という)に申込人および契約者の個人情報登録されている場合には、本申込時および契約継続中において、当該個人情報の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的に利用します。

②申込情報の個人信用情報機関への提供

保証会社は、申込人に係る本申込に基づく個人情報(本人を特定する情報(氏名、生年月日、電話番号および運転免許証等の記号番号等)、および申込日および申込商品種別等の情報(以下「申込情報」という))を、加盟先機関に提供します。

③申込情報の登録

加盟先機関は、当該申込情報を照会日から6ヵ月以内登録します。

④申込情報の他会員への提供

加盟先機関は、当該申込情報を、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該申込情報を、返済または、支払能力を調査する目的のみに使用します。

⑤個人情報の個人信用情報機関への提供

保証会社は、契約者に係る本契約に基づく個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住先、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等))および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等))を、加盟先機関に提供します。

⑥個人情報の登録

加盟先機関は、当該個人情報のうち、本人を特定するための情報については契約内容、返済状況または取引事実に関する情報の何れかが登録されている期間、契約内容および返済状況に関する情報については契約締結後5年以内、取引事実に関する情報については契約締結中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)登録します。

なお、株式会社シー・アイ・シーについては、以下の付表のとおりです。

登録情報	登録期間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年以内

⑦個人情報の他会員への提供

加盟先機関は、当該個人情報、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供します。

加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該個人情報、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。

⑧加盟先機関および提携先機関

保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関が提携する個人信用情報機関の名称および連絡先は以下のとおりです。

保証会社が加盟する個人信用情報機関

○株式会社日本信用情報機構(資金業法に基づく指定信用情報機関)

TEL 0570-055-955 <http://www.jicc.co.jp/>

○株式会社シー・アイ・シー(資金業法および割賦販売法に基づく指定信用情報機関)

TEL 0570-666-414 <https://www.icic.co.jp/>

保証会社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関

○全国銀行個人信用情報センター

TEL:03-3214-5020 <http://www.zenginkyo.or.jp/pjpic/>

○開示等の手続きについて

申込人および契約者は、加盟先機関に登録されている個人情報に係わる開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立て、加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。

2. 個人情報の利用目的について

保証会社は、お客さまの個人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用いたします。

①保証会社の保証審査における与信判断のため

②保証会社の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため

※本籍地に関する情報については、債務者確認および所在確認のため

③保証会社の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保入れその他の取引のため

④保証会社とお客さまとの取引および交渉経過等の事実に関する記録保存のため

⑤保証会社の市場調査・分析および商品・サービスの研究、開発のため

※「お客さまの個人情報」には、お客さまの両性情報としての配偶者およびご家族の情報を含みます。

3. 個人情報の第三者への提供について

①保証会社以下での範囲でお客さまの個人データを第三者に提供します。

②提供する第三者

株式会社群馬銀行

③提供される情報の内容

お客さまの申込および契約に係わる個人情報(お客さまの氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先名等の本人特定情報、残高金額・入金日等の取引情報)および保証会社の与信評価情報

④利用目的

a. 提供する第三者の与信判断のため

b. 提供する第三者の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため

c. 提供する第三者との権利に関する債権譲渡等の処分および担保入れその他の取引のため

d. 提供する第三者とお客さまとの取引および交渉経過等の事実に関する記録保存のため

e. 提供する第三者の市場調査・分析および商品・サービスの研究、開発のため

⑤保証会社は、お客さまの所在確認のため、お客さまの住民票、戸籍の附票、登記事項証明書等を申請するに際し、上記(1)①②のお客さまの個人情報を市区町村長または登記官に提供します。

【個人データの開示・訂正・削除について】

1. お客さまは保証会社所定の手続きにより、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、自己に関する保証会社の保有個人データの利用目的の通知、開示・訂正・追加または削除、利用停止または消去および第三者への提供の停止(以下「開示等」という)を保証会社に求めることができます。

※保証会社の所定の手続きについては「保証会社ホームページ(<https://www.acom.co.jp/>)」に掲載しております。

2. お客さまの開示等に関するお問い合わせは、アコム株式会社お客さま相談センター(フリーダイヤル0120-036-390)へご連絡ください。

保証委託約款

第1条(保証委託の内容)

1. 私の委託に基づいてアコム株式会社(以下「保証会社」という)が負担する保証債務は、私が株式会社群馬銀行(以下「銀行」という)の「ナイスサポートカード契約規定」(以下「規定」という)に基づいて、銀行に対して負担する借入金元金、利息、遅延損害金、その他一切の債務を主債務とした連帯保証債務とします。

2. 保証委託の期間は銀行との契約の期間と同一としますが、銀行との契約の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。

第2条(保証債務の履行)

1. 保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なしに、保証会社が弁済しても異議はありません。

2. 保証会社が前項の代位弁済によって取得する権利の行使に関しては、本約款(「個人情報の取扱いに関する同意書」を含む。以下同じ。)のほか、規定の各条項が適用されるものとします。

第3条(事前弁済)

1. 私は、保証会社の私に対する求償権について直ちに弁済するものと、その範囲は履行金額のほか、履行日以後の損害金および支払のために要した費用およびその他の債務の実行または履行のために要した費用を含むものとします。

2. 私は保証会社が代位弁済を実行した後、未私の残元金、利息、遅延損害金、費用に加え、保証会社に対する求償権債務を弁済するまでの期間においては、残元金に対して年14.5%(365日の日割りに計算)による損害金を支払うことに同意します。

なお、残元金に対する利息、遅延損害金、費用を残元金に加え損害金を計算することはいたしません。

第4条(事前弁済)

1. 私が下記の各号の1つにても該当した場合には、第2条による代位弁済前といえども求償権行使されても異議はありません。

(1)弁済期が到来したとき、または主債務の期間の利益を失ったとき

(2)仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立があったとき

(3)租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき

(4)支払を停止したとき

(5)手形交換所の取引停止処分があったとき

(6)保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき

(7)その他の保証会社が債権保全のために必要と認めたとき

第5条(中止・解約・終了)

1. 原債務または保証会社あるいは保証会社の不履行の場合でも保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からのその旨の前または事後の通知をも必要とするものとします。

2. 前項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きを行い、保証会社には負担をかけません。

3. 私と銀行との間の規定に基づく契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書を私らに返却しない取り扱いはしたとしても異議はありません。

第6条(反社会的勢力の排除)

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜・かつ暴力団特性を有する団体等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の任一にても該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3. 私が、暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項の規定によりこの旨を表明し、確約し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、私の取引を継続する、若しくは不適切な保証委託契約を締結すること、若しくは本条第1項各号のいずれかに該当する行為をしたときは、保証会社は銀行からのその旨の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。この場合は、第5条第2項、および同条第3項を準用するものとします。

4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合でも、保証会社にならぬ請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私がその責任を負うものとします。

第7条(弁済の充当順位)

1. 私の弁済した金額が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。

2. 私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、私の弁済した金額が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。

第8条(通知義務・書類等の提出)

1. 私が住所、氏名、勤務先等の事項を変更し、または保証会社の求償権行使に影響のある事態が生じたときは、保証会社に対し直ちに届出をします。

2. 私は、銀行に対する借入金債務の履行または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまで、保証会社による私の財産、収入、信用等に関する調査に協力するとともに、当該調査に何ら異議を述べません。

3. 前第1項の届出を怠ったため、保証会社からならぬ通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時刻到着したものとします。

第9条(信用情報機関の登録)

私は、本約款に基づく契約に関する会員の個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報)を保証会社が加盟する信用情報機関に提供し、各信用情報機関は、当該個人情報それぞれが定める一定期間登録します。

(注)詳しくは、「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載しています。

第10条(住民票等の取寄せ)

保証会社が債権保全上必要とするときは、私の住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等を取り寄せることを承諾します。

第11条(費用の負担)

保証会社が第2条第1項の規定によって取得した権利の保全、行使もしくは処分に必要な費用およびこの契約から生じた一切の費用は、私の負担とし、保証会社の請求により直ちに保証会社に支払います。

第12条(公正証書の作成)

私は、保証会社が請求したときには、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承継および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続きをとるものとします。

第13条(契約の変更)

1. 保証会社が本約款の内容を変更した場合、保証会社は、変更内容を会員に通知または保証会社が相当と認める方法により公表します。

2. 本約款の変更内容に関する通知または公表がされた後に、私が本約款に係る取引をした場合、保証会社は、私がその変更内容を承諾したものとみなします。

第14条(債権の譲渡)

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

第15条(管轄裁判所の合意)

私は、この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、保証会社の本社所在地または営業所所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

群馬銀行ナイスサポートカード ICローンカード暗証番号届出書

FAX送信ページ4

店番	支店名	CIF				
		カードローン 口座番号				

お申込日	令和 年 月 日				
お 申 込 人	フリガナ	昭和 年 月 日生まれ 平成 (才) ・ エト ()			
	お名前	性別	1. 男 2. 女	1. 独身 2. 既婚	
	〒	—	都・道 府・県		
	ご住所				

暗証番号は他人に知られないような番号を使用してください。

- 容易に知られる危険性のある暗証番号の例
- 生年月日、○電話番号、○自動車のナンバー、
 - 住所(番地)、○同一番号(1111等)、
 - 並び番号(1234等)

D 暗証番号	暗証番号			

※暗証番号をもうなくご記入ください。

カード区分 14 (ナイスサポートカード)
 送付区分 1 (郵送) 検印(事前) 精査 係印
 発行区分 1 (本人)

--	--	--